

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第698号）

2024年1月19日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国務院、改定後の専利法実施細則を公表

国務院は2023年12月21日、改定後の専利法実施細則を公表しました。2010年版の細則に比べ、今回は、専利（特許、実用新案、意匠）関連書類の提出について、電子形式を書面形式とみなすことを明記した他、優先権の回復請求や部分意匠出願書類などに対する要求も明確にしました。また、復審制度の整備や、秘密保持審査期間の調整に関する内容も盛り込みました。そして、遅延審査制度、特許権存続期間補償、意匠の国際出願に関する規定も追加しました。改定後の細則は24年1月20日より実施します。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ **2024年の関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の公告**
（財政部、12/21）
- ✓ **『海峡兩岸經濟協力枠組協定』の一部品目に対する関税引き下げの中止に関する国務院関税税則委員会の公告**
（財政部、12/21）

地方政策

- ✓ **『国家重点科学技術インフラ施設の建設發展支援に関する上海市の若干政策措置』の公表に関する市發展改革委等の通知**
（上海市政府、12/19）



MIZUHO

瑞穗銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国務院、改定後の専利法実施細則を公表

国務院は2023年12月21日、改定後の専利法実施細則¹(以下、細則)を公表しました。2010年版の細則に比べ、今回は、専利(特許、実用新案、意匠)関連書類の提出について、電子形式を書面形式とみなすことを明記した他、優先権の回復請求や部分意匠出願書類などに対する要求も明確にしました。また、復審制度の整備や、秘密保持審査期間の調整に関する内容も盛り込みました。そして、遅延審査制度、特許権存続期間補償、意匠の国際出願に関する規定も追加しました。改定後の細則は24年1月20日より実施します。この他、改定後の「専利審査指南」²も同日、公表されました。細則の主な改正点は以下の点が挙げられます。

- ①電子形式による各種書類の提出に関する規定を整備する。電子形式を書面形式とみなすことを明記する。
- ②秘密保持審査期間に関する規定を明確にする。
- ③部分意匠出願書類に対する要求を明確にする。
- ④新規性喪失の例外適用を拡大する。
- ⑤一定期間内の優先権回復の請求、優先権主張の追加・補正に関する要件などを明確にする。
- ⑥遅延審査制度を追加する。
- ⑦復審制度を整備する。審査内容については、復審請求そのものの出願に、専利法及び細則の関連規定に明らかに違反するその他の情状を追加する。
- ⑧特許権存続期間補償を単独の章として追加する。特許権存続期間補償請求の要件と補償期間の計算方法などを明確にする。
- ⑨専利開放制度に関する規定を明確にする。
- ⑩意匠の国際出願に関する特別規定を単独の章として追加する。ハーグ協定のジュネーブ改正協定との整合性をとる。

細則の主な内容については、以下図表1をご参照ください。

【図表1】細則の主な内容

ポイント	主な内容	備考
①電子形式の書類提出に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 専利法及び本細則に定めた各種手続は、書面または国務院専利行政部門が定めたその他の形式により行わなければならない。電子データ交換などの方式により記載内容を有形的に表現でき、かつ随時入手して調べられる電文形式データ(以下、電子形式)は、書面形式とみなす(第2条)。 ➢ 電子形式で国務院専利行政部門に各種書類を提出する場合は、国務院専利行政部門が指定した特定の電子システムに入った日を提出日とする。 ➢ 国務院専利行政部門が電子形式で送達する各種書類は、当事者が認めた電子システムに入った日を送達日とする(第4条)。 	電子形式関連内容を追加
②秘密保持審査期間の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発明、実用新案が国家安全もしくは重大な利益に係り、秘密保持が必要となる可能性がある場合、国務院専利行政部門は申請提出日から2カ月以内に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。状況が複雑な場合、2カ月延長することが可能である。 ➢ 国務院専利行政部門は秘密保持審査の実施を通知する場合、申請提出日から4カ月以内に秘密保持の必要があるか否かの決定を下し、出願人に通知しなければならない。状況が複雑な場合、2カ月延長することが可能である(第9条)。 	文言調整

¹ 中国語原文は右記のURLよりダウンロードできます。https://www.gov.cn/zhengce/content/202312/content_6921633.htm

² 中国語原文は右記のURLよりダウンロードできます。https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_526_189193.html

【図表1】細則の主な内容（続き）

ポイント	主な内容	備考
③部分意匠出願書類に対する要求の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 部分意匠を出願する場合は、製品全体の図面を提出し、点線と実線の併用またはその他の方式により保護が必要な部分の内容を示さなければならない（第30条）。 ▶ 部分意匠を出願する場合は、保護を要請する部分を要約書に明記しなければならない。既に製品全体の図面の中に点線と実線を組み合わせて表示した場合を除く（第31条）。 	新規追加
④新規性喪失の例外適用の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専利法第24条第3項³でいう学術会議、技術会議とは、<u>国務院関係主管部門、全国的な学術団体が開催した学術会議、技術会議及び国務院関係主管部門が認めた国際組織が開催した学術会議、技術会議</u>を指す（第33条）。 	下線部分を追加
⑤優先権の回復請求、優先権主張の追加・補正に関する要件などの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出願人が専利法第29条に定めた期限⁴を超えて、国務院専利行政部門に同じ主題について発明特許、実用新案の出願を提出し、正当な理由がある場合は、期限満了日から2カ月以内に優先権の回復を請求することが可能である（第36条）。 ▶ 発明特許、実用新案の出願人が優先権を主張した場合は、優先日から16カ月以内または出願日から4カ月以内に、願書に優先権主張の追加または補正を請求することが可能である（第37条）。 ▶ 発明特許、実用新案の出願が願書、明細書もしくはその一部の内容を欠くまたは誤って提出したが、出願人が提出日に優先権を主張した場合は、提出日から2カ月以内または国務院専利行政部門が指定した期限内に先の出願書類を援用する方式で補充提出することが可能である。補充提出する書類が関連規定に適合する場合、書類を最初提出した日を出願日とする（第45条）。 	新規追加
⑥遅延審査制度の追加	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出願人は専利審査に対し、遅延審査請求を提出することが可能である（第56条）。 	新規追加
⑦復審制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国務院専利行政部門は復審を行った上で、復審請求が専利法及び本細則の関連規定に適合しない、または出願に専利法及び本細則の関連規定に明らかに違反するその他の情状が存在すると認識する場合、復審請求人に通知し、指定期限内に意見を陳述するよう要請しなければならない。期限が満了になっても回答しない場合、当該復審請求は撤回されるものとみなす（第67条）。 	下線部分を追加
⑧特許権存続期間補償に関する規定の詳細化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 専利法第42条第2項の規定に基づき特許権存続期間の補償を請求する場合、特許権者は特許権取得を公告した日から3カ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない（第77条）。 ▶ 専利法第42条第2項に基づき存続期間の補償を与える場合、補償期間は発明特許が権利付与過程において不合理に遅延した実際の日数に基づき算定する。ここでいう不合理に遅延した実際の日数とは、発明特許の出願日から満4年を経過し、かつ実体審査の請求日から満3年を経過した日から特許権取得の公告日までの間隔日数から、合理的に遅延した日数と出願人に起因した不合理な遅延日数を減算した日数を指す（第78条）。 ▶ 新薬関連発明特許権存続期間の補償を請求する場合は、以下の要件を満たし、当該新薬が中国で販売許可を得た日から3カ月以内に国務院専利行政部門に提出しなければならない。◇当該新薬に同時に複数の特許が存在する場合、特許権者は1つの特許のみに存続期間補償を請求することが可能。◇1つの特許が同時に複数の新薬に係る場合、1つの新薬のみに当該特許の存続期間補償を請求することが可能。◇当該特許が有効期間内であり、かつ新薬関連発明特許権の存続期間補償を受けたことがない（第81条）。 ▶ 存続期間補償を与える場合、補償期間は特許出願日から当該新薬が中国で販売許可を得た日までの間隔日数から5年を減算し、専利法第42条第3項の規定⁵に基づき設定する（第82条）。 	新規追加 合理的な遅延と出願人に起因した不合理な遅延の範囲（略）も明記

³ 専利法第24条第3項は、出願された発明特許が出願日前6カ月以内に、規定された学術会議、技術会議で初めて発表されたことがある場合、新規性を喪失しないとする。

⁴ 発明特許、実用新案は出願日から12カ月、意匠は6カ月。

⁵ 補償期間は5年、新薬の販売許可取得後の特許権存続期間は14年を上限。

【図表1】細則の主な内容（続き）

ポイント	主な内容	備考
⑧特許権存続期間補償に関する規定の詳細化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新薬関連発明特許は特許権存続期間の補償期において、当該特許の保護範囲が当該新薬及び承認された適応症に関連する技術方案に限定される。保護範囲内において、特許権者が享有する権利及び負う義務は特許権存続期間の補償前と同様である（第83条）。 ➢ 国務院専利行政部門は専利法第42条第2項、第3項に基づき特許権存続期間補償請求を審査した上で、補償条件に適合すると認めた場合、期間補償の決定を下し、登記と公告を行う。補償条件に適合しない場合、期間補償を行わない旨の決定を下し、請求を提出した特許権者に通知する（第84条）。 	新規追加
⑨専利開放制度関連規定の詳細化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 専利権者は専利開放を宣言する場合、専利権取得を公告した後に実施しなければならない。専利開放宣言には以下の事項を明記しなければならない。◇専利番号、◇専利権者の氏名或いは名称、◇ロイヤリティの支払方法、基準、◇専利実施許諾期間、◇その他明確にする必要のある事項。専利開放宣言の内容は正確、明瞭でなければならず、商業的宣伝用語が現れてはならない（第85条）。 ➢ 専利権が以下の情状のいずれかに該当する場合、専利権者はその専利の開放を実施してはならない。◇専利権が独占または排他的許諾の有効期間内にある、◇本細則第103条、第104条に定めた中止状況に当てはまる、◇規定通りに専利年金を納付しなかった、◇専利権に質権が設定され、質権者の同意を得ていない、◇専利権の有効な実施を妨げるその他の情状（第86条）。 ➢ 専利開放により専利実施許諾を達成する場合は、専利権者もしくは被許諾者は許諾達成したことを証明できる書類をもって国務院専利行政部門にて届け出をしなければならない（第87条）。 ➢ 専利権者は、虚偽の資料を提供し、事実を隠蔽するなどの手段により、専利開放宣言を実施し、または専利開放実施期間中に専利年金の減免を受けてはならない（第88条）。 	新規追加
⑩意匠の国際出願に関する特別規定の追加	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国務院専利行政部門は専利法第19条第2項、第3項の規定に基づき、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき提出した意匠国際出願を取り扱う（第136条）。 ➢ 国際事務局が意匠国際出願を公開した後、国務院専利行政部門は意匠国際出願に対して審査を行い、審査結果を国際事務局に通知する（第138条）。 ➢ 国際事務局が公開した意匠の国際出願に1つか複数の優先権が含まれる場合は、既に専利法第30条の規定に基づき書面による申立を提出したものとみなす。意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合は、意匠国際出願の公開日から3カ月以内に先の出願書類の副本を提出しなければならない（第139条）。 ➢ 1つの意匠国際出願が2つ以上の意匠を含む場合、出願人は意匠国際出願の公開日から2カ月以内に、国務院専利行政部門に分割出願を提出し、料金を支払うことが可能である（第141条）。 ➢ 国際事務局が公開した意匠国際出願に設計の要点を記載する明細書が含まれる場合は、本細則第31条の規定に基づき要約書を提出したものとみなす（第142条）。 ➢ 意匠の国際出願が国務院専利行政部門の審査を経て、拒絶理由を発見しない場合、国務院専利行政部門は保護を与える決定を下し、国際事務局に通知する。国務院専利行政部門は保護を与える決定を下した後、公告を行う。当該意匠権は公告日から発効する（第143条）。 ➢ 既に国際事務局で権利変更手続きを行った場合、出願人は国務院専利行政部門に関連証明資料を提供しなければならない（第144条）。 	新規追加

（細則に基づき、中国アドバイザー一部作成）

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

2024年の関税調整方案に関する国務院関税税則委員会の公告

(原文: 国务院关税税则委员会关于2024年关税调整方案的公告)

税委会公告2023年第10号

财政部2023年12月21日公表、2024年1月1日実施

【主要内容】

- 財政部は24年1月1日から実施する輸出入関税の調整計画に関する国務院関税税則委員会の公告を公表した。最惠国税率(MFN税率)よりも低い暫定税率(0~20%)を適用する輸入品目は1,010品目となった(23年は1,020品目)。
- 輸入関税が引き下げられた品目は、①塩化リチウム、ヒ素含量が低い精製螢石、燃料電池用ガス拡散層基材など国内で不足している資源、部品、②特殊医療用調製食品、③トウモロコシ、コリアンダー、ゴボウの種が挙げられる。一部の抗がん剤、希少疾病用医薬品及び原料などはゼロ関税となる。
- 輸入関税が引き上げられた品目は、エチレン、プロピレン、第6世代以下の液晶ガラス基板が挙げられる。
- 新素材産業の発展を促すため、高純度アルミニウムの輸出関税は引き下げられた。
- また、24年から地域的な包括的経済連携(RCEP)などの協定に基づき、30カ国・地域を原産とする一部の輸入品に協定税率を適用する。中国とニカラグアの自由貿易協定は24年1月1日より発効する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/t20231221_3923368.htm

『海峽兩岸經濟協力枠組協定』の一部品目に対する関税引き下げの中止に関する国務院関税税則委員会の公告

(原文: 国务院关税税则委员会关于中止《海峡两岸经济合作框架协议》部分产品关税减让的公告)

税委会公告2023年第9号

财政部2023年12月21日公表、2024年1月1日実施

【主要内容】

- 財政部は24年1月1日から『海峽兩岸經濟協力枠組協定』(ECFA)の規定に基づき、台湾地域からの一部輸入製品に対する関税引き下げを中止する国務院関税税則委員会の公告を公表した。
- 台湾地域が中国本土からの輸入製品に一方的な禁輸・制限措置をとった行為はECFAの規定に違反するため、国務院関税税則委員会は、合成樹脂や化学製品の原料となるプロピレン、パラキシレンなど台湾側の12品目について、24年1月1日から、現在実施している関税優遇措置を中止するとした。これに加え、「台湾地域が有効な措置を取り、中国本土に対する貿易規制を取り消すよう望む」とも強調した。12品目はECFAの規定に基づき関税が低く設定されているが、来年1月以降は通常の税率が適用される。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202312/t20231221_3923283.htm

『国家重点科学技術インフラ施設の建設発展支援に関する上海市の若干政策措置』の公表に関する市発展改革委等の通知

(原文: 市发展改革委等关于印发《上海市关于支持国家重点科技基础设施建设发展的若干政策措施(试行)》的通知)

滬发改規範〔2023〕18号

上海市政府 2023年12月19日公表、2024年1月1日実施

【主要内容】

- 上海市政府は上海市発展改革委員会、上海市財政局など5部門が制定した『国家重点科学技術インフラ施設の建設発展支援に関する上海市の若干政策措置』(以下、若干措置)を公表した。若干措置は、科学技術の研究開発に係る国家重点インフラ施設の整備を後押しするため、関連プロジェクトに対する補助金・奨励金などの支援策を盛り込んだ。若干措置は24年1月1日から25年12月31日まで実施する。既に国家重点科学技術インフラ施設整備計画に盛り込まれたプロジェクトは適用対象となる。上海市政府が承認したその他のプロジェクトにも適用可能。
- インフラ施設利用者の需要を十分に汲み取るため、上海市は重点科学技術インフラ施設利用者諮問委員会(以下、諮問委)を組成し、光子、生命、AI(人工知能)、エネルギー、海洋などの分野ごとに専門委員会を設ける。諮問委における企業メンバーは3割以上を占めるとする。諮問委の日常業務は第三者機関に委託することが可能である。
- 新規着工インフラ施設が建設開始段階において、需要に基づき企業と連携し、重要技術と中核設備の研究を展開することを支持する。条件を満たすプロジェクトに対して原則として、投資資金の80%を上限に、最大3億元の補助金を支給する。
- インフラ施設を利用する企業に対する補助金の支援を強化し、中小型ハイテク企業がインフラ施設の利用コストの軽減に「ハイテクイノベーションクーポン券」(以下、クーポン券)を活用することを奨励する。クーポン券の適用対象に盛り込まれていない企業に対して原則として、年間利用コストの50%を上限に、最大100万元の補助金を支給する。
- 利用率と利用者比率などが一定の基準に達するインフラ施設に対して原則として、1,500万元、1,000万元と500万元の3ランクに分けて奨励金を支給する。
- インフラ施設利用者による設備併設を奨励する。条件を満たす設備に対し、査定後の固定資産投資額の30%を上限に、最大3,000万元の補助金を支給する。
- インフラ施設の建設と稼働において突出した貢献をした人材に対して原則として、年間施設ごとに3人を上限に、1人当たり最大20万元の奨励金を支給する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20231219/22b2e1b8052a406e82e983378f96b36d.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。